停止処分者講習委託業務仕様書

1　総説

この仕様書は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の２第３項の規定に基づき、法第108条の２第１項第３号に規定する停止処分者講習の業務の実施を委託するもの。

2　講習指導員等

(1)　管理者

講習の適正な実施及び講習指導員の管理・運用を行うため、管理者を２名以上置くこと。なお、講習指導員との兼務は可能とする。

(2)　講習指導員

次のいずれにも該当するものを必要数置くこと。

ア　25歳以上の者であること。

イ　講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者であること。

ウ　次のいずれにも該当する者であること。

(ｱ)　運転適性に関する業務に関し､次のいずれかに該当する者であること。

ａ　運転適性検査指導者資格者証の交付を受け、運転適性に関する業務に従事した経験がおおむね１年以上ある者

ｂ　広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が運転適性に関する業務に関しａに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(ｲ)　自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。

ａ　普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね１年以上ある者

ｂ　普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね１年以上ある者

ｃ　公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、ａ又はｂに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

エ　次のいずれかに該当する者であること。

(ｱ)　公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

(ｲ)　自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適

性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修を修了した者

オ　次のいずれにも該当しない者であること。

(ｱ)　運転適性指導（法第 108 条の４第１項第１号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員等の職を解任された日から起算して２年を経過していない者

(ｲ)　法第 117 条の２の２第９号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過していない者

(ｳ)　自動車等の運転に関して、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成 25 年法律第 86 号)第２条から第６条までの罪又は法に規定する罪（(ｲ)に規定する罪を除く。）を犯し、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過していない者

(4)　講習指導員の選(解)任届の提出

乙は、この契約を締結した後、速やかに別記様式第１号「停止処分者講習指導員名簿」を甲に提出しなければならない。提出後、講習指導員を選任又は解任したときは、速やかに別記様式第２号「講習指導員選（解）任届」に選解任後の指導員名簿を添付し提出すること。

その際、甲が必要と認めるときは、乙は、甲が必要とする確認書類を提出すること。

3　講習の対象者

運転免許の保留若しくは停止又は６月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止を受けた者とする。

ただし、次の者は講習対象者から除くものとする。

ア　身体の障害等を理由とする免許の保留又は停止若しくは運転の禁止を受けた者

イ　法第 102 条の２の期間内に違反者講習を受講しなかった者（加重処分を受けた者を除く。）

4　講習場所

講習場所は、広島県運転免許センター（以下「免許センター」という。）及び広島県東部運転免許センター（以下「東部免許センター」という。）とする。

5　講習の実施区分

講習は、免許の保留等の期間（以下「処分期間」という。）が 90 日以上の者に係る講習（以下「長期講習」という。）、処分期間が 40 日以上 90 日未満の者に係る講習（以下「中期講習」という。）及び処分期間が 40 日未満の者に係る講習（以下「短期講習」という。）に区分し、それぞれの区分別に行うものとする。

6　講習時間及び実施期間

講習時間及び実施期間は、次のとおりとする。

実施区分	講習時間	実施期間
長期講習	12 時間	２日間
中期講習	10 時間	２日間
短期講習	６ 時間	１日間

7　講習の実施日

講習を行う日は、祝日、休日及び年始（１月１日から翌年１月３日まで）を除く、次表に掲げる曜日に実施するものとする。

なお、長期講習及び中期講習においては、講習日のいずれかの日が、祝日、休日及び年末年始に当たる場合を除く。

講習区分	免許センター	東部免許センター
長期講習（注）	毎週　水→木	毎週　火→水
中期講習	毎週　火→水	毎週　水→木
短期講習	毎週　月・火・水・金	毎週　月・木・金

（注）　長期講習については、予約制により受講者の管理をしていることから、予約者がいない場合には講習を実施しないものとする。

8　講習実施基準

乙は、別紙１「停止処分者講習の講習科目及び時間割り」に基づいた講習を行い、交通実態に即して重点を選定するなど、講習効果が上がるような内容の講習指導案を作成した上で実施するものとする。

9　学級の編成

甲は、乙に受講予定者の人数を前日までに通知するが、当日、急遽増加することがあるので、乙は、これに対応できる講習指導員の体制を確保しておくこと。

長期講習、中期講習及び短期講習のいずれも、１学級の編成は、原則として９人編成とし、運転適性指導については、１グループ３人以内とする。また、講習指導員の配置及び学級編成は、次の基準により実施するものとする。

(1)　講習指導員の配置

乙は、１学級につき講習指導員を１人配置するものとする。また、運転適性指導は、１グループにつき講習指導員１人配置するものとする。

ただし、運転適性指導のうち運転適性検査器材、運転シミュレータを操作させる検査の実施は、複数グループを合同で実施することができ、講習指導員は１人のみの配置とすることができる。

なお、講習指導員が２人以上となる場合は、中心となる講習指導員を指定し、この者の指示により、効果的な講習を行うものとする。

(2)　学級編成の細分化

甲は、受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、適宜、特別学級を編成するものとし、原則として次の基準により区分する。

ア　二輪学級

主として二輪車を運転している受講者及び主として四輪車を運転しているが、当該処分の事由に照らして、二輪車の運転について指導する必要があると認められる受講者

イ　飲酒学級

当該処分の事由に照らして、飲酒運転の危険性について指導する必要があると認められる受講者

ウ　速度学級

当該処分の事由に照らして、速度超過の危険性について指導する必要があると認められる受講者

エ　その他の特別学級

交通事故学級、若者学級及び高齢者学級等、特別な内容について指導する必要があると認められる受講者

(3)　長期講習の特例

ア　予約をしていない者から受講の申出があった場合には、乙は、甲に連絡してその対応を引き継ぐものとする。

イ　受講予定者がいない場合には、乙は、講習指導員の体制確保を要しないものとする。

10　講習施設等

甲は､講習を行うために必要な次の施設等を乙に無償使用させるものとする。なお、業務に必要な光熱水費は、甲の負担とする。

(1)　停止処分者講習の学級編成に応じた講習室

講習室ごとの備え付け器材

(2)　適性検査室

運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材（以下「運転適性検査器材」という。）

(3)　運転シミュレータ室

運転シミュレータ（四輪・二輪）

(4)　実車指導用コース

運転免許試験コース

(5)　講習用事務室

講習指導員が受付、準備及び控室として使用するものとし、施錠を確実に行う等、管理の徹底を図ること。

11　実車指導用車両

乙は、免許センター及び東部免許センターで講習に使用する普通自動車（オートマチック車及びマニュアル車）及び一般原動機付自転車（スクータータイプ)を､必要台数準備するものとし､甲の指定した場所に保管することができる。

(1)　普通自動車については､補助ブレーキ等の装置を装備した車両とすること。
(2)　普通自動車、一般原動機付自転車ともに維持管理費等は、すべて乙の負担とする。

12　講習の実施

乙は、道路交通法施行規則第 38 条第３項第３号に定める次の教材及び器材を使用して実施するものとする。

なお、使用する教本、資料及び視聴覚教材等の消耗品は、乙の負担で準備するものとする。

(1)　教本及び視聴覚教材等

別紙２のとおり。

(2)　講習車両

ア　コースにおける自動車等の運転をさせることにより行う検査に基づく指導（以下「実車による指導」という。）を行う。

イ　四輪車により指導すべき受講者については普通自動車で行い、普通自動車はマニュアル式若しくはオートマチック式のものを使用して行う。

ウ　一般原動機付自転車は原則としてスクータータイプのものを使用して行う。

(3)　運転シミュレータ

運転シミュレータの操作により検査に基づく指導を行う。

なお､降雪等の悪天候により､前記(2)の実車による指導が困難であると認められる場合は、運転シミュレータにより代替えすることができるものとする。

(4)　運転適性検査器材

乙は、運転適性検査器材を用いた検査に基づく指導を行う。

13　運転適性指導

乙は、道路交通法施行規則第 38 条第３項第４号に定める、次の運転適性指導を実施するものとする。

(1)　筆記による検査に基づく指導

筆記検査は、受講者全員に対して、次表の区分により検査用紙を交付して実施することとし、その結果に基づき、安全運転の心構えを指導する。

実施区分	使　用　す　る　検　査　用　紙
長期講習	「科警研編運転適性検査 73－２」又はこれと同等以上のもの
中期講習	「科警研編運転適性検査 73－２」又はこれと同等以上のもの
短期講習	「科警研編運転適性検査 82－３」又はこれと同等以上のもの

(2)　運転適性検査器材使用に基づく指導

短期講習では必要と認める者に、中期講習及び長期講習では受講者全員について実施し、診断票を受講者に交付して、結果に基づいて安全運転の心構

えを指導するものとする。

(3)　実車による指導

ア　実車による指導の場所

実車による指導は、受講者全員についてコースで行うものとする。

イ　コース設定

四輪車及び二輪車の別に、別紙３－１「四輪車のコース設定の基準と診断の着眼点」及び別紙３－２「二輪車のコース設定の基準と診断の着眼点」に基づき設定するものとする。

ウ　身体障害者に対する配慮

身体障害者が自己保有の改造車両の持込みを希望した場合は、これを認めることとする。ただし、手数料上の特例は設けられていないことを教示し、あらかじめ了知させること。

エ　事故防止

講習指導員は、講習中の各種事故防止に十分配慮するとともに、特に二輪車の実車による指導に際しては、受講者にヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させること。ヘルメット等の防具は、乙が準備するものとする。

なお、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入すること。

オ　運転行動診断

別紙４「運転行動診断票」を使用し、個別に指導するものとする。

なお、運転行動診断票は講習終了後、速やかに甲に引き継ぐものとする。

(4)　運転シミュレータによる指導

ア　交通事故、その他危険場面等について、短期講習では必要と認める者に、中期講習及び長期講習では受講者全員に疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行うものとする。

イ　使用する運転シミュレータは、保有する免許の種別に応じ、四輪用又は二輪用とする。

14　効果測定

乙は、講習内容の修得状況及び講習効果を確認するため、甲と考査の内容を調整した上で、甲が作成した考査により受講者全員について効果測定を行うものとする。

なお、考査で使用する問題用紙以外の解答用紙及び採点表は、乙の費用において準備するものとする。

(1)　考査の実施要領

考査は、正誤式問題を 40 問出題し、筆記方式により 20 分で別紙５「解答用紙」に解答させる方法で行うものとする。

なお、外国人・高齢者等でその特性により、時間内に全て解答することが困難であると認められる者は、別室での実施や考査の時間を延長できるものとする。

(2)　採点

採点結果は、考査終了後、別紙６「採点表」に取りまとめ、解答用紙とと

もに、速やかに甲に報告するものとする。

(3)　再考査

考査の成績が 50 パーセント未満の者から再考査の申出があった場合は、講習を終了した日の翌日以降の日を指定して再考査を受けさせるものとする。

(4)　受講態度評価上の留意点

ア　乙は、効果測定に加味する当該受講者の次のような行為又は態度の判断に当たっては、講習指導員の私的感情によらないこと。

(ｱ)　他の受講者に迷惑となる行為又は態度

(ｲ)　故意に講習の進行を妨げる行為又は態度

(ｳ)　極端に受講意欲が乏しいと認められる行為又は態度

イ　乙は、講習実施中に当該受講者に対して当該事実について指摘した場合には速やかに甲に報告すること。

(5)　考査問題の適正な管理

乙は、考査問題を使用の都度枚数の確実な点検を行い、使用後は鍵のかかるキャビネット等に保管するなど、適正な管理に努めること。

15　実施報告

乙は、１か月ごとに委託業務の実績を、別記様式第３号「停止処分者講習実施結果報告書」により報告すること。

16　特異事案発生時の措置

特異な事案が生じた場合は、速やかに甲に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、必要に応じて、別記様式第４号「特異事案発生報告書」により甲に報告すること。

17　その他

(1)　講習の受付、確認

乙は、次により講習の受付を行うものとする。

ア　講習の受付時間は、午前８時 30 分から午前８時 50 分までとする。

イ　乙は、講習受付時、運転免許停止処分書により、受講者本人であることを確認すること。また、別に定める「停止処分者講習受講申出書」を記載させ、講習区分を確認した上で、講習手数料を手数料徴収事務委託業者により徴収させた後、徴収額に誤りがないか、確認すること。

手数料の金額は、広島県警察関係手数料条例（平成 12 年３月 27 日条例第６号）のとおり。

ウ　乙は、講習受付時、甲が作成した受講予定者名簿「行政処分者講習日報」に出欠の有無又は受講者名を記入すること。なお、「行政処分者講習日報」は講習終了後、速やかに甲に提出するものとする。

(2)　乙は、講習委託業務を行うに当たり、本仕様書に定めがない、又は業務に必要な疑義が生じた場合は、速やかに甲に報告し、その指示を受けて適正に業務を遂行するものとする。

別紙　1

停止処分者講習の講習科目及び時間割り

その１　四輪運転者用

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間		
				短期	中期	長期
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者心得の説明		○　受付番号により受講者が講習種別を誤って入室していないかを確認する。	30分 30分	60分 60分	60分 60分
1　道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○　県内の交通障害（事故、渋滞、公害、生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制（都市総合交通規制）の概要を説明する。			
2　交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状		○　単なる数字の羅列に終始することなく、多角的分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○　交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。			
3　運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任 ア　運転者の社会的責任 イ　交通事故(違反)を起こした運転者の責任		○　教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通道徳の向上を図る。 ○　中・長期では、次の事項について詳しく触れ、運転者の社会的な立場を理解させる。 ・　運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書等の意見等を活用して理解させる。 ・　刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。			
4　安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○　自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○　交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○　県内の交通事故の発生原因の典型的パターンの中から、その原因となった危険行為を抽出し、事故防止のポイントを認識させる。			
5　安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断		○　ＤＶＤ等の視聴覚教材及びその他の教育用資器材を活用する。 ○　飲酒学級及び速度学級を設置し	90分	150分	150分

	能力 ア　感覚の特性 イ　過労等の影響		ない場合は、講習科目９に掲げる関連細目を採り入れる。	20分	30分	30分
6　道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア　座席ベルト着用 イ　運転操作 ウ　進路変更 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追い越し (7) 交差点の通行 (8) 駐車と停車 (9) 危険な場所等での通行 ア　夜間、トンネル イ　カーブ ウ　悪天候等 (10) 高速道路の通行 ア　高速走行の危険性 イ　高速道路への出入り ウ　高速走行の方法 (11) 二輪車に対する注意 ア　二輪車の特性 イ　二輪車事故の特徴 (12) 事故と故障時の措置		○　この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に採り上げることとする。 ○　ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用する。 ○　日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。 ○　座席ベルトの着用については、着用の効果等を具体的事例に基づいて説明する。 ○　四輪車対二輪車の事故の具体的事例を用いて、四輪車の側で注意すべき事項を理解させる。			
7　事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○　身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。		60分 60分	120分 120分
8　講習対象者別に必要な安全運転の知識	（飲酒学級） 飲酒運転の危険性 (1) ＡＵＤＩＴと飲酒・運転の目標の設定 (2) アルコールの身体に及ぼす影響 (3) アルコールの影響と運転 （速度学級） 速度の危険性 (1) 反応時間と走行距離 (2)　速度と視覚 (3)　速度とブレーキ (4)　速度とハンドル	講義 教本、視聴覚教材等	○　科学的な根拠に基づくＡＵＤＩＴと飲酒・運転の目標の設定を実施して自己の飲酒量を自覚させるとともに、飲酒ゴーグルを活用した飲酒状態の疑似体験等を実施して、飲酒運転の危険性を理解させる。 ○　速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。	90分	120分	120分
9　運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性	○　所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転	180分	120分	120分

	(2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	検査器材、視聴覚教材等	の心構えを指導する。 ○　運転適性検査器材により実施し結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。 ○　中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。	160 分	120 分	120 分
10　運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○　実習に当たっては、シートベルトを必ず着用させるほか、履物等乗車に適した準備をさせる。 ○　実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し､その結果に基づく指導を行う。 ○　運転シミュレーターを操作させ交通事故やその他危険場面を疑似体験させ、運転の危険性を診断して､その結果に基づく指導を行う。 ○　短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。 ○　中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。		120 分 120 分	150 分 150 分
11　面接指導		個別的指導(適宜、ディスカッション方式わとる。)	○　本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○　その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30 分 30 分	60 分 60 分	90 分 90 分
	考査		○　学級別に講習効果を測定するのに適した正誤式問題 40 問で実施し、終了後に正解を説明する。	30 分 30 分	30 分 30 分	30 分 30 分
講　習　時　間　合　計				360 分 360 分	600 分 600 分	720 分 720 分

※　1　講習時間の欄に掲げる数字のうち、▒▒内の数字は、飲酒学級や速度学級など特別学級を設けた場合における講習時間を示す。
2　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
3　原則として、ＡＵＤＩＴと飲酒・運転の目標の設定は、長期課程において実施すること。

その２　二輪運転者用

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間		
				短期	中期	長期
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者心得の説明		○　受付番号により受講者が講習種別を誤って入室していないかを確認する。	30分 30分	60分 60分	60分 60分
1　道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○　県内の交通障害（事故、渋滞、公害、生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制（都市総合交通規制）の概要を説明する。			
2　交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状		○　単なる数字の羅列に終始することなく、多角的分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○　交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。			
3　運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任 ア　運転者の社会的責任 イ　交通事故(違反)を起こした運転者の責任		○　教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通道徳の向上を図る。 ○　中・長期では、次の事項について詳しく触れ、運転者の社会的な立場を理解させる。 ・　運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書等の意見等を活用して理解させる。 ・　刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。			
4　安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○　自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○　交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○　県内の交通事故の発生原因の典型的パターンの中から、その原因となった危険行為を抽出し、事故			
5　安全運転の基礎知識	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車ヘルメットの着用 (4) 二輪車と物理の法		○　乗車用ヘルメットの着用については、実例等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣づけを図る。 ○　ＤＶＤ等の視聴覚教材及びその	90分 20分	150分 30分	150分 30分

	則 (5) 人間の感覚と判断能力		他の教育用資器材を活用する。 ○　飲酒学級及び速度学級を設置しない場合は、講習科目９に掲げる関連細目を採り入れる。			
6　道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア　ドライビングスペースとポジション イ　防衛運転 (3) 歩行者の保護 (4) 速度と車間距離 (5) 追い越し (6) 交差点の通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止		○　二輪車事故の特徴との関連で特に防衛運転に徹する必要を強調する。 ○　この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に採り上げることとする。 ○　ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用する。 ○　日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。			
7　事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○　身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。		60分 ~~60分~~	120分 ~~120分~~
8　講習対象者別に必要な安全運転の知識	（飲酒学級） 飲酒運転の危険性 (1) ＡＵＤＩＴと飲酒・運転の目標の設定 (2) アルコールの身体に及ぼす影響 (3) アルコールの影響と運転 （速度学級） 速度の危険性 (1) 反応時間と走行距離 (2)　速度と視覚 (3)　速度とブレーキ (4)　速度とハンドル	講義 教本、視聴覚教材等	○　科学的な根拠に基づくＡＵＤＩＴと飲酒・運転の目標の設定を実施して自己の飲酒量を自覚させるとともに、飲酒ゴーグルを活用した飲酒状態の疑似体験等を実施して、飲酒運転の危険性を理解させる。 ○　速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。	~~90分~~	~~120分~~	~~120分~~
9　運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	○　所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　運転適性検査器材により実施し結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。 ○　中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。	180分 ~~160分~~	120分 ~~120分~~	120分 ~~120分~~
10　運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導	実技 教本、自動二輪	○　実習に当たっては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、で		120分	150分

	ア　日常点検 イ　乗車姿勢 ウ　基本走行 (ｱ) 発信要領 (ｲ) 低速走行及び通常走行 (ｳ) 停止要領 エ　応用走行 (ｱ) 制動訓練 (ｲ) コーナリング訓練 (ｳ) スラローム走行等の訓練 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	車、原動機付自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	きる限り手袋、プロテクター、衣服及び履物等乗車に適した準備をさせる。 ○　実車を運転させ、講習指導員が追尾するなどして運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○　速度 30 キロメートル程度で走行させ、正しい基本走行を修得させる。 ○　診断に当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等からみて本人に適した車種の選び方についても指導する。 ○　運転シミュレーターを操作させ交通事故やその他危険場面等を疑似体験させ、運転の危険性を診断し､その結果に基づく指導を行う。 ○　短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。 ○　中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。		120分	150分
11　面接指導		個別的指導(適宜、ディスカッション方式わとる。)	○　本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○　その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30分 30分	60分 60分	90分 90分
	考査		○　学級別に講習効果を測定するのに適した正誤式問題 40 問で実施し、終了後に正解を説明する。	30分 30分	30分 30分	30分 30分
講　習　時　間　合　計				360分 360分	600分 600分	720分 720分

※　1　講習時間の欄に掲げる数字のうち、網掛け内の数字は、飲酒学級や速度学級など特別学級を設けた場合における講習時間を示す。
2　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
3　原則として、ＡＵＤＩＴと飲酒・運転の目標の設定は、長期課程において実施すること。

別紙２

１　最近における道路交通法令の改正の概要

最近５年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

２　運転者の社会的責任

運転者として守るべき基本的な心構えや、交通事故や交通違反を起こした運転者の刑事上、行政上、民事上の責任について図表等を用いて解説すること。その際、刑事裁判例や民事裁判例、保険制度について、図表等を用いて解説すること。

３　危険予測

(1)　危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2)　危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3)　死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

４　安全運転の基礎知識（運転の特性）

(1)　性格と運転

性格特徴が運転に与える影響について解説すること。

(2)　各年代毎の運転者の一般的特性

各年代毎の運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配意すべき点も含めて解説すること。その際、運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(3)　視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力(①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑)について、イラスト等を用いて解説すること。

その際、加齢との関係についても言及すること。

(4)　反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

(5)　飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

5　安全運転の方法

(1)　運転を始める前に

日常点検項目及び点検要領、運転免許種別に応じて運転できる自動車の種類、正しい運転姿勢、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用・使用義務と効果、使用方法等について、イラスト等を用いて解説すること。

(2)　歩行者・自転車の保護

歩行者・自転車利用者の行動特性、歩行者・自転車を保護するための運転方法について解説すること。

(3)　高速道路の通行

高速走行の危険性、高速道路における安全な通行方法について、イラスト等を用いて解説すること。

(4)　駐車・停車、自動車の保管場所

駐車・停車が禁止されている場所、駐車・停車の方法、自動車の保管場所の確保について、イラスト等を用いて解説すること。

(5)　二輪車の特徴

二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、イラスト等を用いて解説すること。その際、二輪車事故を防止するため、二輪車側及び四輪車側で注意すべき事項についても言及すること。

6　事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針(市民用)」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

7　各種制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度(初心運転者講習、若年運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習)について、図表等を用いて解説すること。

8　被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。

9　安全運転５則

(1)　「安全運転５則」を記載すること。

○　安全速度を必ず守る
○　カーブの手前でスピードを落とす
○　交差点では必ず安全を確かめる
○　一時停止で横断歩行者の安全を守る
○　飲酒運転は絶対にしない

(2)　交通事故情勢等に応じたトピックスの記載

その時々の交通情勢で自転車の通行モラル、事故の増加要因や交通弱者の保護に関するものなどを必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

別紙　３－１

四輪車のコース設定の基準と診断の着眼点

実　施　場　所　等	道　路　形　状	診　断　の　着　眼　点
コース （長期講習） 所要時間 40 分程度 走行距離 おおむね４～５㎞ （中期講習） 所要時間 30 分程度 走行距離 おおむね３㎞ （短期講習） 所要時間 10 分程度 走行距離 おおむね１㎞	１　外周、外回り ２　外周、内回り ３　クランクＳ字 ４　見通しの悪い交差点 直進、右折、左折	速度の加減速の状況 交差道路への対応 ハンドルさばき、減速調整 飛び出しに対する警戒状況

（注）

１　所要時間、走行距離等は、受講者１人当たりの基準を示す。

２　基準に掲げた所要時間は、運転シミュレータによる指導の時間（１人当たり 10 分程度）を除いたものである。

なお、所要時間は指導の時間を含むものとする。

別紙３－２

二輪車のコース設定の基準と診断の着眼点

実施場所等	道路形状	診断の着眼点
コース （長期講習） 所要時間 40 分程度 おおむね１～４を含むこと （中期講習） 所要時間 30 分程度 おおむね１～４を含むこと （短期講習） 所要時間 10 分程度 １～４から２課題程度含むこと	１　慣熟走行 ２　目標制動 ３　コーナリング ４　スラローム	正しい運転姿勢、基本走行 ブレーキ操作と制動距離 カーブでの進路保持と速度調整 ハンドル操作と速度調整

（注）

１　所要時間、走行距離等は、受講者１人当たりの基準を示す。

２　基準に掲げた所要時間は、運転シミュレータによる指導の時間（１人当たり10 分程度）を除いたものである。

なお、所要時間は指導の時間を含むものとする。

別紙4（四輪）

講習区分	短期 ・ 中期 ・ 長期
車両区分	AT ・ MT

通知番号	・ 期日変更
理　由	1速 ・2事 ・3飲 ・4他

運　転　行　動　診　断　票

実施日　　年　　月　　日

受講番号	氏　名　等 生 年 月 日	年　　月　　日生
発進時及びその直後の印象		

注意の仕方	視　点	☐ 近い　☐ 一点集中　☐ 片寄り　☐ むら	評価値
	状況確認	☐ 中途半端　☐ 遅れ　☐ 見落とし　☐ わき見	
	危険予知	☐ ほとんど無し　☐ 甘い　☐ やや甘い	
運転操作	ハンドル	☐ ふらつき　☐ とられ　☐ 遅れ　☐ 急　☐ やや急	
	ブレーキ	☐ 遅れ　☐ 急　☐ やや急　☐ 不要　☐ 予告制動　☐ ハンドブレーキ	
	アクセル	☐ むら　☐ 急　☐ やや急　☐ エンジンブレーキ	
	クラッチ	☐ 足のせ　☐ 急　☐ 早切り　☐ 不要	
	その他	☐ 全般に荒い　☐ 操作を急ぐ　☐ シートベルト	
走行特性	合　図	☐ 遅れ　☐ やや遅れ　☐ 忘れ	優・良・可
	速　度	☐ 早すぎる　☐ 徐行せず　☐ 遅すぎ　☐ 流れにのれず	
	停　止	☐ 位置出すぎ　☐ 不完全　☐ 不停止	
	信　号	☐ 無視　☐ 軽視　☐ 見込み発進	
	標識・表示	☐ 無関心　☐ 軽視	
	交差点	☐ 右小回り　☐ 左大回り　☐ まごつく　☐ 追い越し　☐ 他車妨害	
	誘　導	☐ 中央線オーバー　☐ ジグザグ　☐ 走行位置　☐ 通行区分	
	交差判断	☐ 車間距離　☐ 追い越し　☐ 車線変更　☐ すれ違い	
	弱者保護	☐ 寄りすぎ　☐ 早すぎ　☐ 無関心　☐ 排除	
	危険回避	☐ ハンドル　☐ クラクション　☐ 回避せず	

	講　評

担当指導員	

別紙4（二輪）

講習区分	短期 ・ 中期 ・ 長期

通知番号	・ 期日変更
理　由	1速 ・2事 ・3飲 ・4他

運　転　行　動　診　断　票

実施日　　年　　月　　日

受講番号	氏　名　等 生 年 月 日	年　　月　　日生
発進時及びその直後の印象		

注意の仕方	視点	☐ 近い　☐ 一点集中　☐ 片寄り　☐ むら	評価値
	状況確認	☐ 中途半端　☐ 遅れ　☐ 見落とし　☐ わき見	
	危険予知	☐ ほとんど無し　☐ 甘い　☐ やや甘い	
運転操作	ハンドル	☐ ふらつき　☐ とられ　☐ 遅れ　☐ 急　☐ やや急	
	ブレーキ	☐ 遅れ　☐ 急　☐ やや急　☐ 不要　☐ 予告制動	
	アクセル	☐ むら　☐ 急　☐ やや急　☐ エンジンブレーキ	
	クラッチ	☐ 急　☐ 早切り　☐ 不要	
	その他	☐ 全般に荒い　☐ 操作を急ぐ	
走行特性	合図	☐ 遅れ　☐ やや遅れ　☐ 忘れ	優・良・可
	速度	☐ 早すぎる　☐ 徐行せず　☐ 遅すぎ　☐ 流れにのれず	
	停止	☐ 位置出すぎ　☐ 不完全　☐ 不停止	
	信号	☐ 無視　☐ 軽視　☐ 見込み発進	
	標識・表示	☐ 無関心　☐ 軽視	
	交差点	☐ 右小回り　☐ 左大回り　☐ まごつく　☐ 追い越し　☐ 他車妨害	
	誘導	☐ 中央線オーバー　☐ ジグザグ　☐ 走行位置　☐ 通行区分	
	交差判断	☐ 車間距離　☐ 追い越し　☐ 車線変更　☐ すれ違い	
	弱者保護	☐ 寄りすぎ　☐ 早すぎ　☐ 無関心　☐ 排除	
	危険回避	☐ ハンドル　☐ クラクション　☐ 回避せず	

	講　評

担当指導員	

別紙 5

解　答　用　紙

受講番号		氏名	採点	点

問題番号	答		問題番号		答	
1	正	誤	23		正	誤
2	正	誤	24		正	誤
3	正	誤	25		正	誤
4	正	誤	26		正	誤
5	正	誤	27		正	誤
6	正	誤	28		正	誤
7	正	誤	29		正	誤
8	正	誤	30		正	誤
9	正	誤	31		正	誤
10	正	誤	32		正	誤
11	正	誤	33		正	誤
12	正	誤	34		正	誤
13	正	誤	35		正	誤
14	正	誤	36		正	誤
15	正	誤	37		正	誤
16	正	誤	38		正	誤
17	正	誤	39	A	正	誤
18	正	誤		B	正	誤
19	正	誤		C	正	誤
20	正	誤	40	A	正	誤
21	正	誤		B	正	誤
22	正	誤		C	正	誤

別紙 5

Answer Paper

attendance number		Full name		採点	点

Program number	Answer		Program number		Answer	
1	Just	error	23		Just	error
2	Just	error	24		Just	error
3	Just	error	25		Just	error
4	Just	error	26		Just	error
5	Just	error	27		Just	error
6	Just	error	28		Just	error
7	Just	error	29		Just	error
8	Just	error	30		Just	error
9	Just	error	31		Just	error
10	Just	error	32		Just	error
11	Just	error	33		Just	error
12	Just	error	34		Just	error
13	Just	error	35		Just	error
14	Just	error	36		Just	error
15	Just	error	37		Just	error
16	Just	error	38		Just	error
17	Just	error	39	A	Just	error
18	Just	error		B	Just	error
19	Just	error		C	Just	error
20	Just	error	40	A	Just	error
21	Just	error		B	Just	error
22	Just	error		C	Just	error

別紙　6

採　　点　　表

運　転 免許課	

校　　長	教　　頭	主務課長	主務係長	主務主任	年　　月　　日

実　施　場　所	広　島　　福　山			
講　習　種　別	長　期　　中　期　　短　期			
実　施　人　員	人	優	良	可
実　施　者	講　師			

受　講　番　号	受　講　者　氏　名	考　査　点　数	受　講　態　度	総　　評

記　　事	

別記様式第１号

停止処分者講習指導員名簿

管理者

番号	氏名	生年月日	年齢	運転免許取得年月日	資格		
					運転適性指導員	教習指導員資格	講習指導員研修

講習指導員

番号	氏名	生年月日	年齢	運転免許取得年月日	資格		
					運転適性指導員	教習指導員資格	講習指導員研修

別記様式第２号

停止処分者講習指導員選（解）任届

年　　月　　日

広島県警察本部長　様

名　称
管理者

次の者を、講習指導員として選（解）任したので報告します。

<table>
<tr><td colspan="2">氏　名</td><td></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">選解任年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>選解任の別</td><td>□選任
□解任</td></tr>
<tr><td colspan="2">運転免許取得年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">資格</td><td>運転適性検査指導員</td><td></td><td colspan="3">年　　月　　日取得</td></tr>
<tr><td>教習指導員資格</td><td></td><td colspan="3">年　　月　　日取得</td></tr>
<tr><td>講習指導員研修</td><td></td><td colspan="3">年　　月　　日修了</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

※１　資格欄は、運転適性検査指導員欄は、運転適性検査指導員資格者証の取得年月日を、教習指導員資格欄は、資格の種類及び取得年月日を、講習指導員研修欄には、安全運転センターで修了した課程及び取得年月日を記載すること。
※２　選（解）任後の「停止処分者講習指導員名簿」を添付すること。

別記様式第３号

年　　月　　日

広　島　県　警　察　本　部　長　様
（運転免許課長）

受　　託　　者

停止処分者講習実施結果報告書

業務委託契約に基づく　　月分の処分者講習実施結果は、次のとおりです。

１　実施期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの１ヶ月間

２　実施結果

（1）受講者数

長期講習　　人

中期講習　　人

短期講習　　人

合　計
人

（2）内訳

区　分	広島会場		福山会場		合　計	
	回数	人　数	回数	人　数	回数	人　数
長期講習						
中期講習						
短期講習						
計						

別記様式第４号

年　　月　　日

広　島　県　警　察　本　部　長　　様
（交　通　部　運　転　免　許　課　長）

受　　託　　者

特　異　事　案　発　生　報　告　書

みだしのことについては、次のとおりです。

項　　目	内　　容
発生日時	年　　月　　日（　　）午前・午後　　時　　分頃
会場・区分	広島　・　福山　　長期　・　中期　・　短期
担当指導員名	
事案の概要	
受　講　者	住　　所 TEL 氏　　名 生年月日　大正・昭和・平成　　年　　月　　日（　　歳）
受託者の措置	
備　　考	